

保倉川放水路環境調査検討委員会 規約（改正案）

第 1 条（名 称）

本会は、「保倉川放水路環境調査検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第 2 条（目 的）

委員会は、保倉川放水路事業による環境影響を予測し、環境影響の回避・低減を図るための環境レポート及び新潟県環境影響評価条例の手続きに必要な資料の作成にあたり、助言、指導を行うものである。

第 3 条（組織等）

1. 委員会は、高田河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。
2. 委員会の委員は、事務所長が委嘱し、別添の通りとする。
3. 委員の任期は 1 期 2 年以内とするが、再任することができる。

第 4 条（委員長等）

1. 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第 5 条（委員会）

1. 委員会の招集は、事務所長が行うものとする。
2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 進行にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第 6 条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第 7 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第 8 条（事務局）

事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

第 9 条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（施行期日）

本規約は、令和 3 年 6 月 1 5 日より施行する。

令和 5 年 1 2 月 8 日一部改正（委員構成）

令和 6 年 1 1 月 1 日一部改正（委員構成）

令和 年 月 日一部改正（委員構成）

保倉川放水路環境調査検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	
いおかわ ゆう 五百川 裕	上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授	
かすが よしき 春日 良樹	元妙高高原ビジターセンター 館長	
かとう ふみのり 加藤 史訓	国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官	
こいけ としお 小池 俊雄	国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター センター長	委員長
たかはし たかし 高橋 卓	一般財団法人 上越環境科学センター 準職員	
たなか たかゆき 田中 孝幸	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ流域生態チーム 上席研究員	
とみなが よしひで 富永 禎秀	新潟工科大学 工学部 工学科 教授	
なかむら まさひろ 中村 雅彦	上越教育大学 名誉教授	
ほそやま だ とくぞう 細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授	

(50 音順、敬称略)